

Ⅱ 将来にわたるあんしん施策

“将来にわたるあんしん施策”とは

「横浜市障害者プラン（第2期）」の策定にあたっては、第1期の検証結果とあわせて、アンケートやグループインタビューなどの「ニーズ把握調査」を実施し、障害のある方やその家族に真に求められている施策展開をめざして検討を行いました。その結果、将来にわたって安心して生活し続けるための施策の推進が重要であることを改めて認識しました。

また、第1期プランの中では、社会経済情勢や施策事業の推進状況などを踏まえて、サービス提供にあたっての利用者負担や助成制度・手当等のあり方について検討することとしていました。「在宅心身障害者手当」は、障害のある方への在宅福祉施策がほとんどなかった昭和48年につくられた制度です。その後の35年間で障害基礎年金が創設されるとともに、グループホームや地域作業所・地域活動ホーム、ホームヘルプなど、在宅福祉サービスが充実してきたことなどの現状を踏まえて、制度の見直しが求められていました。

このような変化のもと、障害者やその家族、学識経験者などが参加する「横浜市障害者施策推進協議会」で「在宅心身障害者手当」のあり方について話し合いを重ねました。その結果、個人に支給する手当を、多くの障害者や家族が切実に求めている「親亡き後の生活の安心」「障害者の高齢化・重度化への対応」などの必要な施策に転換すべきであると確認されました。

これらの声を受けて、本市では「在宅心身障害者手当」を廃止して、その財源を活用し、将来にわたるあんしんのための施策に転換することとしました。そこで、それらの施策を進めていくための課題認識を示すものとして「将来にわたるあんしん施策」を取りまとめ、「横浜市障害者プラン（第2期）」に明記することとしました。

「将来にわたるあんしん施策」については、これまでの進め方と同様、障害者、家族、障害者団体、事業者等と行政、関係機関が共につくり上げていくこととします。具体的には、様々な場で聞き取った意見を踏まえ、障害者施策推進協議会や障害者施策検討部会等での協議を通じて進めていきます。

親亡き後も安心して地域生活を送れる仕組の構築

プラン策定のためのニーズ把握調査や、在宅心身障害者手当の見直しに関する意見募集や障害者団体等との意見交換の場で、「**親亡き後の不安**」を訴える声が非常に多数寄せられました。このことは、各種福祉サービスの基盤整備が進んできた現在においても、依然として家族による支援が大きな力となっていることを物語っています。

また、一方で「親亡き後」のみならず、家族のいるうちに将来を見据えて支援を始める必要性についても指摘されています。さらに、例えば、精神障害のある方の家族からは、本人に対する支援と同時に家族支援の重要性もあげられています。こうした視点に立って、後見的支援を要する方への支援策を重点施策とあいまって確立することが必要です。

後見的支援の充実

成年後見制度については、制度自体の利用のしにくさが課題としてあげられています。そのため、見守りや日常生活上の支援などを含めた対応や法人等によるチームとしての後見手法、費用負担に対する助成のあり方などを検討し、施策を進めます。また、家族に対する支援や家族のいる間からの対応の手法についても早期の事業化に向けて検討します。

《推進項目》

○ 生涯にわたる見守りや生活支援を行う法人等の運営支援等、後見的支援の充実

「横浜市後見的支援を要する障害者支援条例」の趣旨に基づいて、横浜市社会福祉協議会等と連携して進めます。

○ 地域生活支援のための多機能型施設の整備

短期入所（ショートステイ）や日中一時支援、ホームヘルパー、訪問看護など、医療的対応も含めて、一体的に提供できる拠点の整備を進めます。

○ 緊急時ホットライン

「いざ」というときに何でも相談でき、即座に適切な支援を受けることができるしくみを検討し、安心して地域で暮らし続けるための支援を行います。

* 後見的支援・・・民法上の成年後見制度のみではなく、支援を要する障害者の権利擁護の観点に立って、地域において安心して生活を送ることができるよう行う支援。
具体的には「横浜市後見的支援を要する障害者支援条例」の趣旨にのっとり、さらなる施策の展開を図ります。

障害者の高齢化・重度化への対応

「親亡き後の不安」とならんで、多数の声が寄せられたのが「**障害者の高齢化・重度化**」への対応という課題でした。「高齢化に伴って、これまで自分でできていたことができなくなる」といった「将来」に対する不安の声があがっています。また、コミュニケーション支援の重要性についてのご意見もいただきました。

これらの声の多くは、住みなれた地域で安心して暮らし続けるための「住まいの場」の充実、「医療的ケア」の必要性などを必要な支援策としてあげています。このような声を受けて、一層の取組を推進していく必要があります。

住まいの場の充実

長年住み続けている自宅での生活や、グループホーム・ケアホームでの生活など、障害のあるなしに関わらず、自ら「住まいの場」を選択し、生活し続けることができるよう、必要な施策や取組について、検討し、事業化していきます。

《推進項目》

- **グループホームやケアホームにおける支援体制の強化**
高齢化により心身の機能が低下した方や、重度の障害のある方でも日中も安心して暮らせる支援体制のあり方を検討し、強化を図ります。
- **民間住宅居住支援**
契約手続等の支援を行うことにより、民間の賃貸住宅への入居にあたっての不安を解消し、在宅での生活を支える取組を進めます。

医療的ケア対応

重症心身障害児・者や精神障害者など、常に医療的なケアが必要な方が地域で生活し続けるためには、そのための体制づくりが必要です。

《推進項目》

- **在宅生活を支えるための医療的ケア対応の推進**
在宅生活を支えるため、医療スタッフ以外の職員による対応などを含めた検討を進めるとともに、日常生活支援や日中活動支援の充実を図ります。

地域生活のためのきめ細かな対応

障害のある方が住みなれた地域で安心して生活し続けるためには、地域でともに支えるしくみづくりなど、一人ひとりの生活を個別に支援するための取組を充実していく必要があります。

地域生活のための課題の中で特に多くの声が寄せられたものとして、「医療環境・受診環境の充実」があげられます。障害児・者の医療環境整備については、これまでも第1期障害者プランの重点施策として取り組んできましたが、第2期においても引き続き一層の取組が求められています。

また、将来に向けた相談ができる相談支援体制の充実強化、入所施設による地域生活支援機能の強化、市内どこに住んでいても必要に応じて使える自立生活アシスタント派遣事業の機能強化・拡充、高次脳機能障害のある方への支援体制の整備、きめ細かなニーズに対応できるコミュニケーション支援の充実などの取組を推進していきます。

さらに、地域生活のためにきめ細かく対応することができる人材の育成や確保を図るための支援を行います。

医療・受診環境の充実

障害の種類や程度に関わらず安心して受診することができる医療機関が身近にあること、医療機関相互の連携が図られていること、そして日常的な健康管理に関する支援は、地域生活を支える基本的な要件のひとつです。

《推進項目》

- **医療従事者の障害理解の促進**
医師を対象とした研修会や、障害特性に対する知識や看護・介護技術を習得するための研修を開催するなどの取組を進めます。
- **入院時のコミュニケーション支援**
重度障害者が医療機関に入院する際に、コミュニケーションサポート事業従事者を派遣し、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図ります。

総合的な移動支援施策体系の再構築

移動支援も、障害者の地域生活を支える重要な課題です。移動支援のための施策はこれまでも段階的に充実してきましたが、ガイドヘルパー・ハンディキャブ・タクシー券など、現行の様々な移動支援策が、より使いやすく、必要な人に必要な支援が適切に行われるよう、地域資源の活用などを含めて体系化し、再構築します。

将来にわたるあんしんのための施策展開

平成21年度、障害者施策推進協議会での協議を軸に「将来にわたるあんしん」という課題認識のもとで施策の具体化を図りました。今後、必要に応じて重点施策に位置づけて推進していきます。

また、今後も多くの方からご意見を伺いながら、必要な施策を検討していきます。

【親亡き後も安心して地域生活が送れる仕組の構築】

推進項目	主な事業名とその内容	想定されるスケジュール		
		H24	H25	H26
後見的支援の充実				
生涯にわたる見守りや生活支援を行う法人等の運営支援等、後見的支援の充実	1 後見的支援推進事業 障害のある人が地域で安心して暮らすために必要な日常生活の見守りや将来の不安に関する相談、権利擁護を行う後見的支援体制の構築を進めます。	拡充 8区	拡充 12区	拡充
	2 後見的支援を要する障害者に関する支援事業 財産管理や身上監護について支援を要する障害者が成年後見制度を円滑に利用できるよう、申立て手続きの支援、費用助成を行います。また、緊急時に障害者への生活支援を行います。	推進	推進	推進
地域生活支援のための多機能型拠点の整備	3 多機能型拠点の整備 重症心身障害児・者など、常に医療的ケアが必要な人の地域での暮らしを支援するため、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点の整備を方面別に進めます。	推進 1ヶ所	拡充 2ヶ所	拡充
緊急時ホットライン	4 緊急時ホットライン いざというときに何でも相談でき、即座に適切な支援を受けることができる「ホットライン」のしくみを検討、構築します。	検討 精神障害者に対応する仕組	検討 身体・知的障害者の緊急時対応の仕組	検討 身体・知的障害者の緊急時対応の仕組
住まいの場の充実				
グループホーム・ケアホームにおける支援体制の強化	5 障害者グループホーム設置運営費補助事業 障害者グループホーム・ケアホームに安心して住み続けられるよう、高齢化や重度化にも対応できる支援体制についての検討を行い、一日を通して安心して生活のできるグループホーム・ケアホーム事業を推進していきます。	推進	推進	推進
民間住宅居住支援	6 民間住宅居住支援事業 地域での生活を支援するため、あんしん入居事業を利用する障害者に初回の保証料を助成します。	推進	推進	推進

【障害者の高齢化・重度化への対応】

推進項目	主な事業名とその内容	想定されるスケジュール		
		H24	H25	H26
医療的ケア対応				
在宅生活を支えるための医療的ケア対応の推進	7 非医療職のための医療的ケア研修等実施事業 障害者施設等の支援職員が安心して安全に医療的ケアを実施できる環境を整備するため、医療的ケアに関する研修を実施します。また、専門的機関の医師等が障害者施設等で働く看護師に対して、相談や手技に関する指導等を行います。	推進	推進	推進

【地域生活のためのきめ細かな対応】

推進項目	主な事業名とその内容	想定されるスケジュール		
		H24	H25	H26
医療・受診環境の充実				
医療従事者の障害理解の促進	8 障害児者の医療環境推進事業 障害児・者が身近な地域で適切な医療が受けられる環境づくりを推進するため、障害特性等を理解し適切な医療を提供できる医師及び医療機関を増やします。	推進	推進	推進
	9 肺炎球菌ワクチン接種助成事業 肺炎に罹患した場合の危険性が高い内部機能障害1級所持者に対し、23価肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部を助成します。	推進	推進	推進
	10 精神科救急基幹病院機能強化事業 精神科救急基幹病院に病棟改修費用を補助することにより、「スーパー救急」の体制をとることを促進し、併せて市民専用病床を確保します。 11 精神科救急協力病院保護室整備事業 協力病院に対し保護室整備費の一部を助成し救急受入体制の充実を図っていきます。	推進	-	-
入院時のコミュニケーション支援	12 重度障害者入院時コミュニケーション事業 入院先医療機関の意思・看護師等との意思疎通が十分に図れない障害児者を対象に、入院先にコミュニケーション支援員を派遣します。	推進	推進	推進
	救急手話通訳者派遣 聴覚障害者が救急車を要請し、合わせて手話通訳者の派遣依頼をした場合に、手話通訳者を搬送先医療機関に派遣します。	推進	推進	推進

推進項目	主な事業名とその内容	想定されるスケジュール		
		H24	H25	H26
総合的な移動支援施策体系の再構築				
移動支援施策体系の再構築、通学・通所サポート事業 (通学・通所ガイドボランティア事業の拡充)	13 障害者移動支援事業 ガイドヘルプ事業、ガイドボランティア事業を総合的に見直し、通学・通所のサポートを充実します。	検討	拡充	推進
	14 福祉特別乗車券交付事業・タクシー料金助成事業 障害者の社会参加を促進する持続可能な制度としていくため、対象範囲の見直しや、交付の適正化を行います。また、公共交通機関を利用し難い方を対象とした施策について検討します。	検討	拡充	推進
	15 自動車運転訓練・改造費助成事業 自動車改造費について介助者の運転する車両の改造等も対象に加えました。制度拡大に伴い、対象となる方への周知に努めます。	推進	推進	推進
	16 移動情報センター運営等事業 移動に支援を必要とする障害者等に対し、情報提供やコーディネートを行うため、25年度末までに9区に移動情報センターを開設運営します。	拡充 6区	拡充 9区	検討
その他 地域生活のためのきめ細かな対応				
入所施設等による地域生活支援機能強化	17 入所施設等による地域生活支援機能強化 障害者の安定した地域生活の実現のため、入所施設の支援体制や職員の支援技術の充実を図ります。	推進	推進	推進
障害者自立生活アシスタント事業の機能強化・拡充	18 障害者自立生活アシスタント事業 知的障害者施設、障害者地域活動ホーム、精神障害者生活訓練施設、精神障害者生活支援センター等に配置した自立生活アシスタントが、施設の専門性を活かし、障害者の特性を踏まえた生活力、社会適応力を高めるための支援を行うことにより、単身等で生活する障害者の地域生活を維持することを目的としています。	拡充	拡充	充実
人材の育成・確保	19 福祉人材の確保・育成 障害福祉現場における人材不足を解消し、さらに「横浜の障害福祉を担う若者」にその魅力を広く知ってもらうために、民間事業者等と協働して合同就職フェアを推進します。	推進	推進	推進
精神障害者の家族支援の強化	20 精神障害者の家族支援事業 精神障害者をケアする家族を支援するため、緊急滞在所や家族の学ぶ場の運営を行います。	推進	推進	推進
障害者地域活動ホームの機能の充実	21 障害者地域活動ホーム助成事業 障害児等々の地域活動の拠点となる障害者地域活動ホームにおいて、運営法人の統合を行い、運営基盤の強化と生活支援事業の充実を図ります。	拡充	拡充	充実
高次脳機能障害のある方への支援体制の整備	22 高次脳機能障害者支援事業 高次脳機能障害のある方やその家族が、地域において安心した生活を送れるよう、高次脳機能障害支援センターを中心に支援体制の構築を進めます。	推進	拡充検討	拡充検討

推進項目	主な事業名とその内容	想定されるスケジュール		
		H24	H25	H26
障害者プラン策定後に具体化された事業				
-	23 発達障害者支援体制整備事業 ライフステージを一貫した支援体制を確立するため、発達障害者支援センターを中核として、発達障害に対する相談支援体制を充実させるとともに、福祉・医療・教育・労働など関係機関の連携体制を構築します。また、具体的な支援手法の開発と普及に取り組みます。	推進	推進	推進
-	24 障害児居場所づくり事業 学齢期の障害児が安心してのびのび過ごせる居場所を増やすに当たり、肢体不自由児や重症心身障害児の受入促進のため、看護師を雇用した場合に雇用日数に応じて看護師加算を補助します。	拡充	拡充	拡充
-	25 障害児施設整備事業 障害児の早期療育を図るため、市内8か所目となる地域療育センターの整備を進めます。	整備	開所	—
-	26 地域生活支援研究事業 利用者が安心して暮らしていくために、人権擁護の推進、職員の支援技術向上など、必要な助言等を行うためのモニタリング制度や運営主体へのバックアップを図る等、支援体制の強化を目指すため、グループホーム運営支援調査研究事業検討会において、検討を進めています。	推進	推進	推進
-	27 生活援護事業 対象要件や給付品目の見直しをし、日常生活用具給付事業の充実を図ります。	推進	推進	推進
	聞こえの相談事業 聞こえないことによる不安や生活のしにくさを取り除き、生活の質を向上させるための相談事業を行います。	推進	推進	推進
-	28 災害時障害者支援事業 万が一の災害発生時に、障害があっても安心して避難場所で当面の生活ができるよう、 (1) 特別避難所(障害者施設等)に福祉用具備蓄を進め、(2) 地域防災拠点(小中学校)に、多目的トイレの整備を進めます。	拡充	拡充	拡充

